

税



■住民税（個人均等割） 固定資産税

鳥取市の税率は、合併後も変わりません。
▽市民税額（個人均等割）：二千五百円
▽固定資産税率：一・五パーセント

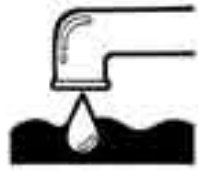
保育



■保育料

新しい鳥取市では、子育て支援を充実するため、十七年度より保育料が大幅に軽減されます。※現在の保育料に比べて、年間一万四千元～十六万八千円程度の値下がりになります。（表1）

水



■水道料金・下水道料金

合併による鳥取市の料金の見直しは行いません。（水道料金は十年間、下水道料金は五年間かけて新市全体で安定したサービスがおこなえる料金に調整していきます）

（表1）月額保育料（単位：円）

（3歳未満児）				（3歳以上児）			
階層	現行	調整方針	1年間の差額	階層	現行	調整方針	1年間の差額
①	0	0	0	①	0	0	0
②	0	0	0	②	0	0	0
③	9,000	6,300	△32,400	③	6,000	4,800	△14,400
④	17,000	12,900	△49,200	④	14,500	12,400	△25,200
⑤	19,000	13,600	△64,800	⑤	16,500	13,200	△39,600
⑥	27,000	16,000	△132,000	⑥	25,000	20,250	△57,000
⑦	30,000	22,000	△96,000	⑦	27,000	22,950	△48,600
⑧	35,000	28,000	△84,000	⑧	30,000	27,000	△36,000
⑨	44,500	34,000	△126,000	⑨	35,000	28,500	△78,000
⑩	51,500	40,000	△138,000	⑩	36,000	30,000	△72,000
⑪	60,000	46,000	△168,000	⑪	37,000	31,500	△66,000
⑫	61,000	52,000	△108,000	⑫	37,500	33,000	△44,000

※調整方針（案）は、平成15年度の国の基準額に基づいて試算しています。
※国の基準額は、毎年度見直しされます。



地域



■公民館

鳥取市の中央公民館、地区公民館とも現行のまま存続します。

■自治会活動費助成

コミュニティ活動を積極的に支援するため、大幅に増額されます。（表2）
※地区単位、町内会単位で地域が主体的に取り組む「まちづくり」を支援する、地域コミュニティ活動支援制度（仮称）の創設も検討しています。

（表2）自治会活動費助成金（単位：円）

区分	現行	調整方針
25世帯の場合	17,850	52,500
50世帯の場合	24,600	70,000
75世帯の場合	31,350	87,500
100世帯の場合	38,100	105,000

（表3）集会所補助金（単位：円）

区分	現行	調整方針
建設費が22,500千円（50世帯、建設面積150㎡）の場合	5,625	7,500
建設費が30,000千円（100世帯、建設面積200㎡）の場合	6,000	10,000

※補助率1/3（1/4→1/3）、限度額（6,000千円→10,000千円）

■集会所補助金

充実した地域交流の場を提供するため、大幅に増額されます。（表3）



町内会活動（清掃）のようす